

會社側之於之高圧的ニ出ラサシ限リ罷業ノ虞ナク目下
 部ニ於テ若干ノ急業狀態ニヤルノミ
 右及申(通)報候也

別記

嘆願書

- 一、日給ニ割ラ増額セラレタシ
- 二、定期昇給例年ニ回制定セラレタシ
- 三、臨時休業ハ日給全額ヲ支給セラレタシ
- 四、今期特別手当日給ニ十日分以上支給セラレタシ
- 五、日當勤ハ従前通り(日給一日分)トセラレタシ
- 六、残業歩合ハ従前通り(日給一步五厘)トセラレタシ
- 七、夜勤ハ日給五分増ヲ支給セラレタシ
- 八、停年制ハ従前通り(五十五才)トセラレタシ
- 九、公傷ハ従前通り(日給全額)支給セラレタシ
- 十、勤続半々年以上、臨時工ハ即時本工トセラレタシ
- 十一、午前午後ノ休憩時間ヲ十五分トセラレタシ
- 十二、本嘆願ニシキ犠牲者ハ絶対出サザルコト

右嘆願候也

昭和十二年五月八日

目黒工場従業員一同